

入会等会員資格に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、有道会（以下「本会」という。）会則第5条の規定に基づき、本会の会員資格の得喪に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般加入)

第2条 一般会員は団体加入とし、各地域の団体の事務所所在地、役員氏名、会員名簿を届け出ることをもってその入会手続きとする。

2 一般会員の会員資格は各地域の団体の規定によるものとする。

(議員会員)

第3条 本会の公認を受けて永平寺系宗議会議員に当選した者は有道会議員会員となる。但し会則第15条に掲げる処分を受けた者、及び退会届が受理されている者のうち復会を希望する者は、第5条の規定を準用するものとする。

(退会)

第4条 議員会員が退会しようとする時は、退会届を本会執行部に提出しなければならない。

2 議員会員の資格は、退会届の受理をもって喪失するものとする。

(復会)

第5条 被除名議員会員並びに退会した議員会員が復会を希望する時は、文書をもってその旨を申し出るものとする。

2 執行部会は申し出を受けて「会員の資格審査に関する委員会」を設置し、その答申を求めるものとする。

3 議員総会は「会員の資格審査に関する委員会」の答申を受け、復会の可否を審議するものとする。復会の承認は議員総会出席者の3分の2以上の賛成をもってこれを決する。

4 議員会員の資格は、前項の議決の日をもって取得するものとする。

附則 この細則は平成20年11月27日より施行する。

2 この細則は令和元年5月9日より施行する。